

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和4年1月17日

許可の有効年月日 令和9年1月16日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(破碎) 以下余白

産業廃棄物の種類

破碎 木くず

(以上1種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)

2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 施設の種類 | 破碎施設(移動式) |
| 保管場所 | 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1334番1 |
| 許可年月日 | 平成24年5月16日 |
| 許可番号 | 廃対第3号の1 |
| 設置年月日 | 平成24年6月26日 |
| 処理能力 | 456t/日(8時間) |
| 産廃の種類 | 木くず |

3. 許可の条件

移動式施設の使用は、大分県内(大分市を除く)の当該廃棄物の排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|-------------|-------------------|
| 平成19年1月17日 | 産業廃棄物処分業許可 |
| 平成23年6月9日 | 変更届(役員) |
| 平成24年1月12日 | 変更届(役員、株主) |
| 平成24年1月17日 | 産業廃棄物処分業更新許可 |
| 平成24年7月25日 | 変更届(施設) |
| 平成24年10月12日 | 変更届(役員) |
| 平成29年1月17日 | 産業廃棄物処分業更新許可 |
| 平成29年10月18日 | 変更届(移動式破碎施設の保管場所) |
| 平成30年4月26日 | 変更届(住所) |
| 平成30年5月25日 | 変更届(代表者、役員、株主) |
| 平成30年12月7日 | 変更届(役員) |
| 令和元年6月17日 | 変更届(株主) |
| 令和2年10月19日 | 変更届(役員) |
| 令和3年2月1日 | 変更届(役員) |
| 令和3年4月19日 | 変更届(代表者、役員) |
| 令和4年1月17日 | 産業廃棄物処分業更新許可 |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無